

# 在宅医療の提供状況について ～在宅療養支援診療所等調査結果から～ 【筑紫 保健医療圏】

令和7年度

福岡県高齢者地域包括ケア推進課

# 調査の概要について

## 1 目的

- ・本県の在宅医療の現状等を把握し、在宅医療にかかる連携体制構築の進捗状況の評価を行う。
- ・過去の調査結果と比較し、課題を分析することで、保健医療計画や在宅医療の推進に反映させる。

## 2 調査実施日

令和7年7月30日

## 3 調査対象と回収率

令和7年7月1日現在、九州厚生局に以下の届出を行っている県内の医療機関を対象とした。

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 在宅療養支援診療所    | 800施設(回収数 778施設 回収率 97.3%) |
| うち筑紫医療圏      | 43施設(回収数 42施設 回収率 97.7%)   |
| 在宅療養支援病院     | 127施設(回収数 125施設 回収率 98.4%) |
| うち筑紫医療圏      | 10施設(回収数 10施設 回収率 100.0%)  |
| 在医総管(診療所・病院) | 436施設(回収数 420施設 回収率 96.3%) |
| うち筑紫医療圏      | 20施設(回収数 19施設 回収率 95.0%)   |

※「在医総管」は、県内の在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料届出施設のうち、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の届出を行っていない施設

※在医総管は、平成29年度から調査対象としている。

# 調査票回収率(二次保健医療圏別)

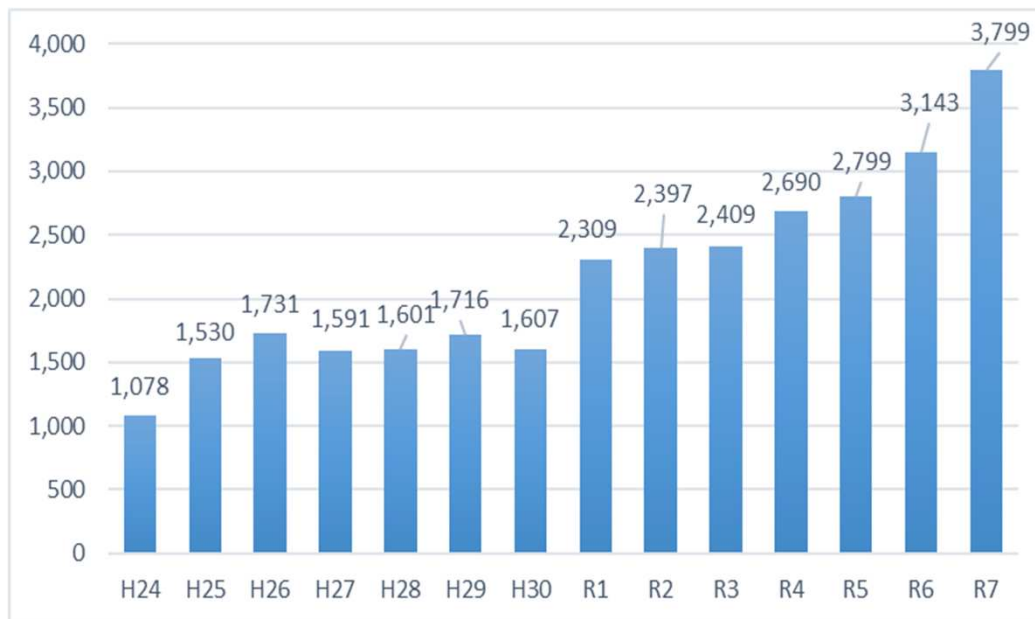
|       | 調査対象数 | 回収数   | 回収率    |
|-------|-------|-------|--------|
| 福岡・糸島 | 423   | 412   | 97.4%  |
| 粕屋    | 50    | 49    | 98.0%  |
| 宗像    | 32    | 32    | 100.0% |
| 筑紫    | 73    | 71    | 97.3%  |
| 朝倉    | 36    | 36    | 100.0% |
| 久留米   | 158   | 153   | 96.8%  |
| 八女・筑後 | 45    | 44    | 97.8%  |
| 有明    | 72    | 72    | 100.0% |
| 飯塚    | 43    | 41    | 95.3%  |
| 直方・鞍手 | 34    | 33    | 97.1%  |
| 田川    | 33    | 33    | 100.0% |
| 北九州   | 329   | 312   | 94.8%  |
| 京築    | 35    | 35    | 100.0% |
| 福岡県   | 1,363 | 1,323 | 97.1%  |

# 訪問診療患者数(年次推移、可住地面積100km<sup>2</sup> 対)

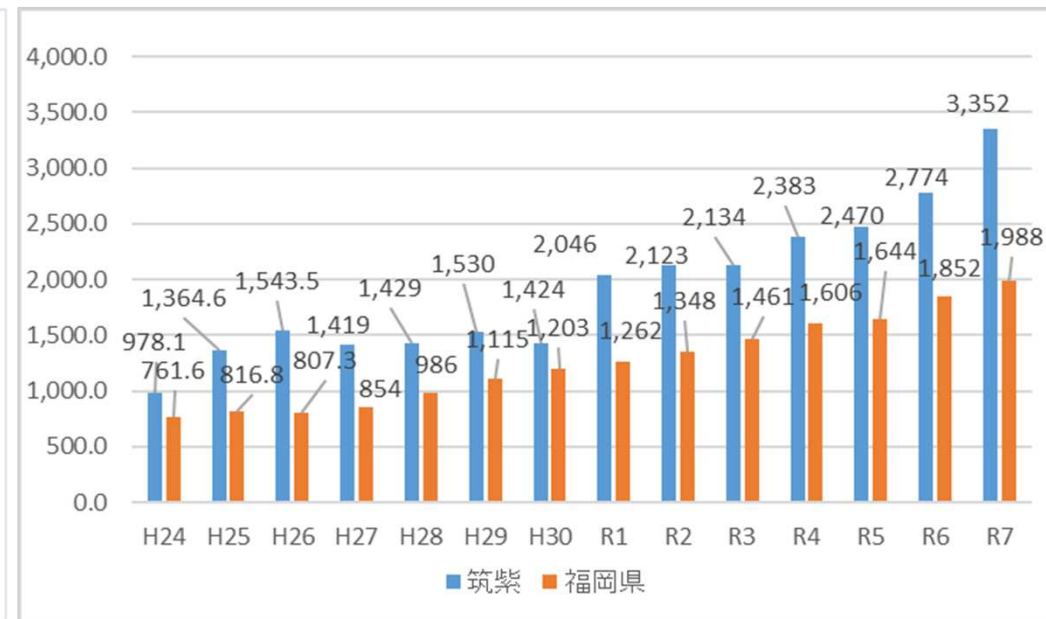
※推計値

- ・訪問診療患者数(推計値)は、昨年度から656人増加している。
- ・訪問診療患者数(可住地面積(km<sup>2</sup>)100km<sup>2</sup>対)は、県平均の1.2～1.9倍で推移している。

訪問診療患者数



訪問診療患者数(可住地面積100km<sup>2</sup> 対)



※「訪問診療患者数」とは、7月の1ヶ月間に訪問診療の算定を行った患者数を指す。(平成29年度、令和2年度は6月、令和5年度は5月の1ヶ月間の患者数を指す。)

※推計値について

平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

※可住地面積あたりの計算は、「統計でみる市町村のすがた」の対象年度のデータを使用している。

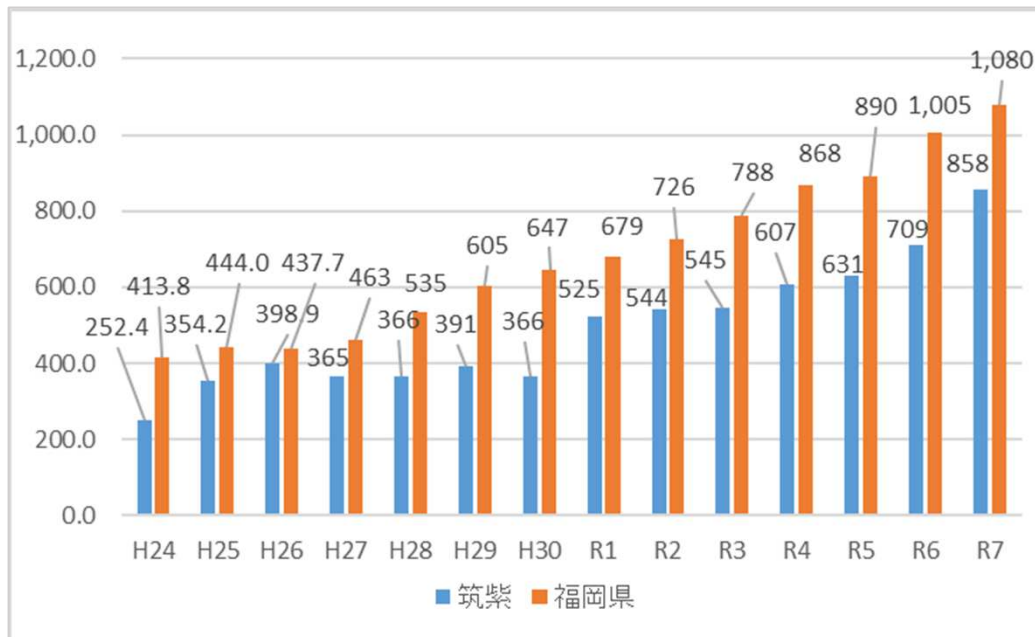
※可住地面積とは、総面積から林野面積及び主要湖面積(面積1km<sup>2</sup>以上の湖沼)を差し引いて算出したもの。

# 訪問診療患者数 (人口10万人対、65歳以上人口1万人対)

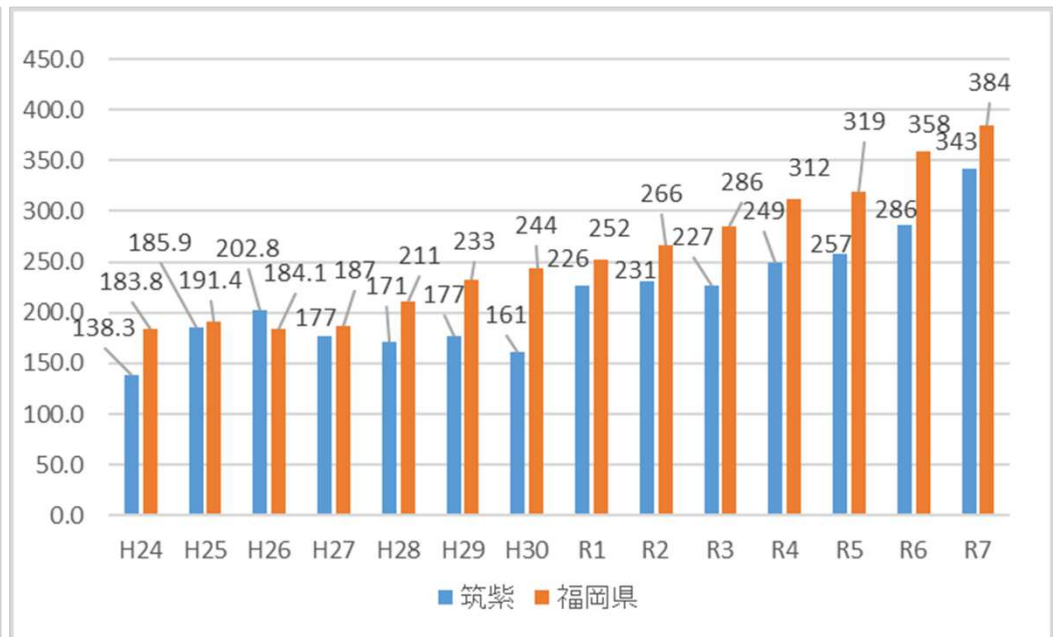
※推計値

- ・訪問診療患者数(人口10万人対)は、県平均の0.6～0.9倍で推移している。
- ・訪問診療患者数(65歳以上人口1万人対)は、県平均の0.7～1.1倍で推移している。

訪問診療患者数(人口10万人対)



訪問診療患者数(65歳以上人口1万人対)



※「訪問診療患者数」とは、7月の1ヶ月間に訪問診療の算定を行った患者数を指す。(平成29年度、令和2年度は6月、令和5年度は5月の1ヶ月間の患者数を指す。)

※推計値について

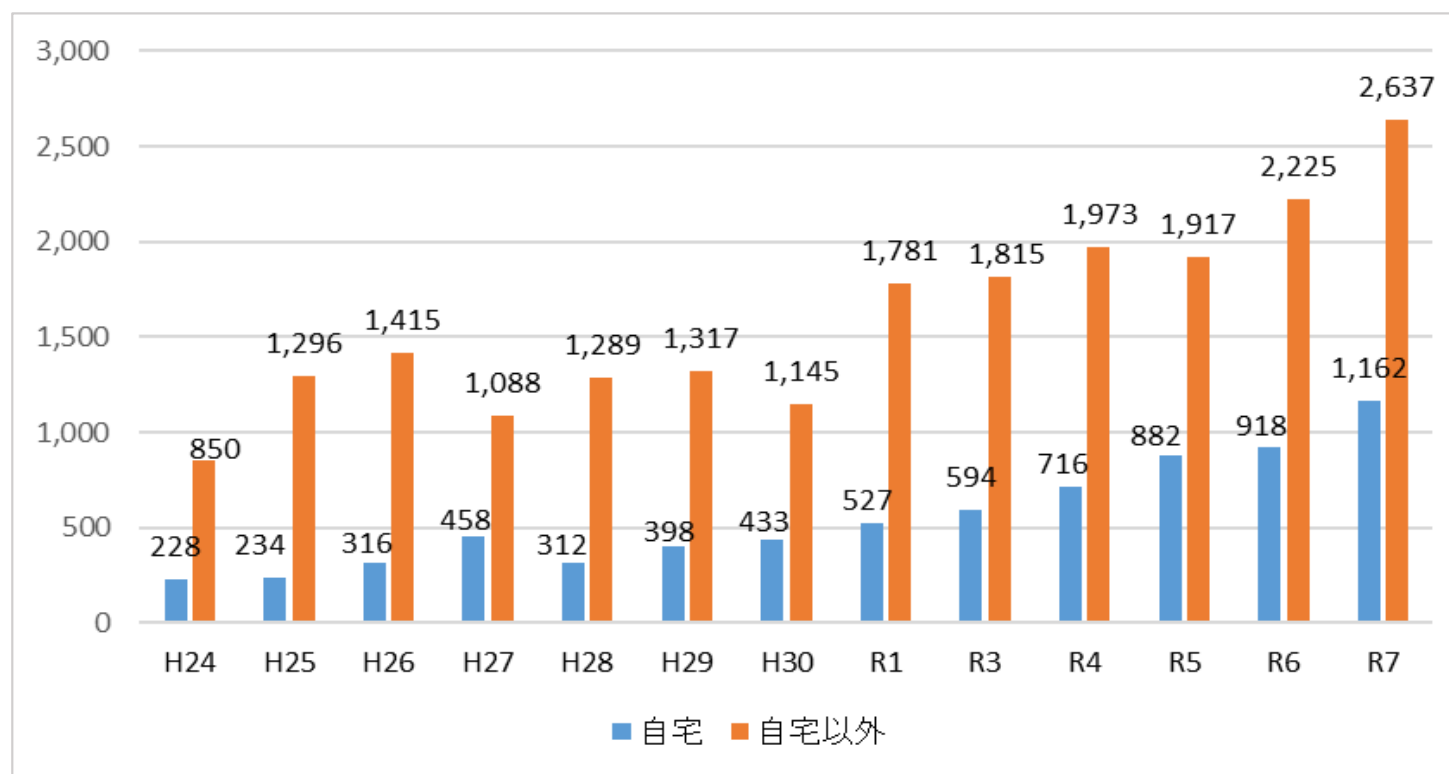
平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

※人口10万人あたり、65歳以上人口1万人あたりの計算は、「住民基本台帳人口」の対象年度のデータを使用している。

# 訪問診療患者数(年次推移・居所別)

※推計値

- ・自宅への訪問診療患者数(推計値)は、前年度比、244人増加している。
- ・自宅外(高齢者住居等)への訪問診療患者数(推計値)は、前年度比、412人増加している。



※「訪問診療患者数」とは、7月の1ヶ月間に訪問診療の算定を行った患者数を指す。(平成29年度、令和2年度は6月、令和5年度は5月の1ヶ月間の患者数を指す。)

※推計値について

平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

※無回答の医療機関があるため、各年度の合計人数は訪問診療患者数(推計値)と合わない場合がある。

※「自宅」とは、持ち家や賃貸住宅等のいわゆる自宅を指す。「自宅以外」とは、有料老人ホーム、グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム等を指す。(H24～H28については、サービス付き高齢者向け住宅は「自宅」に含む。)

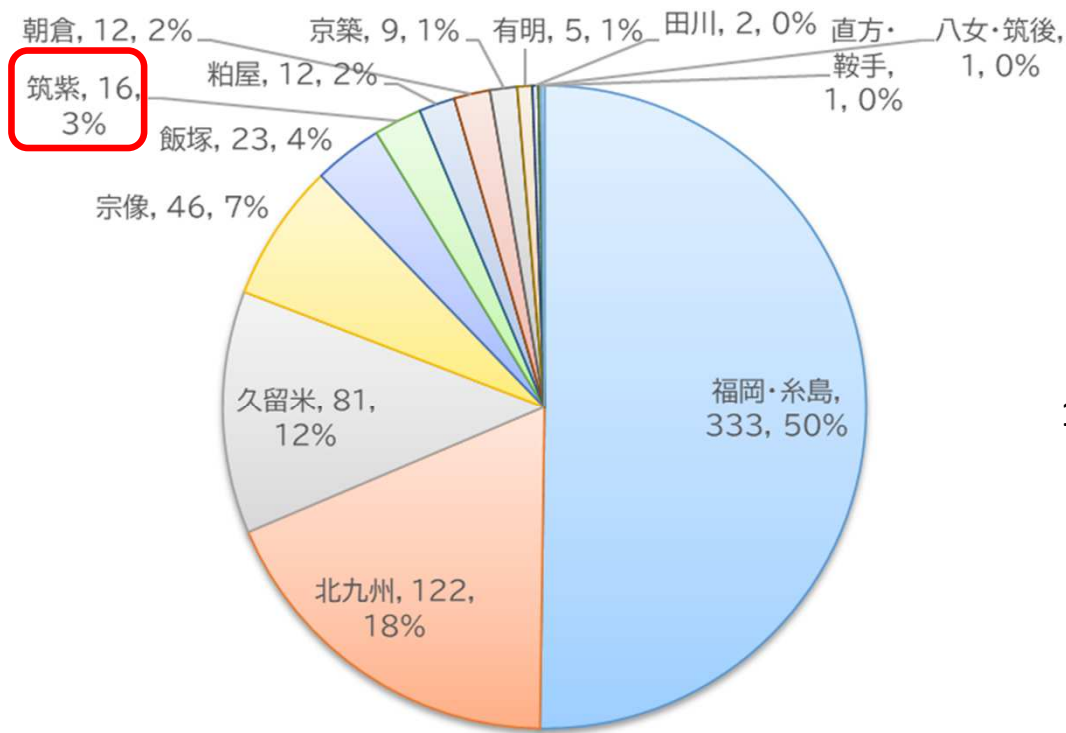
※R2年度は、未調査

# 19歳以下の訪問診療患者数 (年次比較・筑紫 保健医療圏)

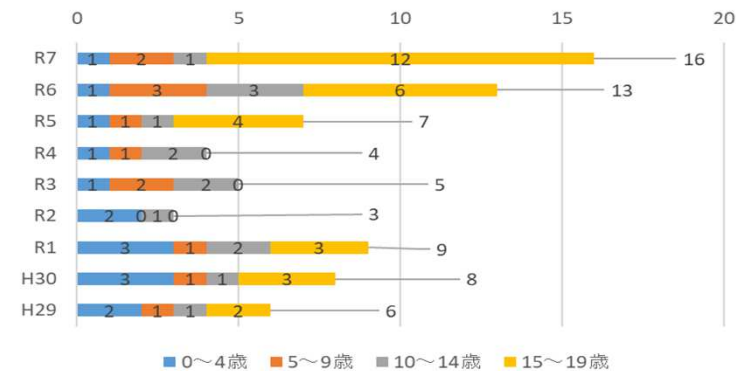
※実数

- ・19歳以下の訪問診療患者数は、前年度比、3人増加している。
- ・19歳以下の患者に訪問診療をしている医療機関数は、今年度7であった。
- ・19歳以下の訪問診療患者数を二次保健医療圏別に比較すると、福岡・糸島(333人)が県全体(663人)の約50%を占める一方、5圏域は10人未満であり、圏域により状況が大きく異なっている。

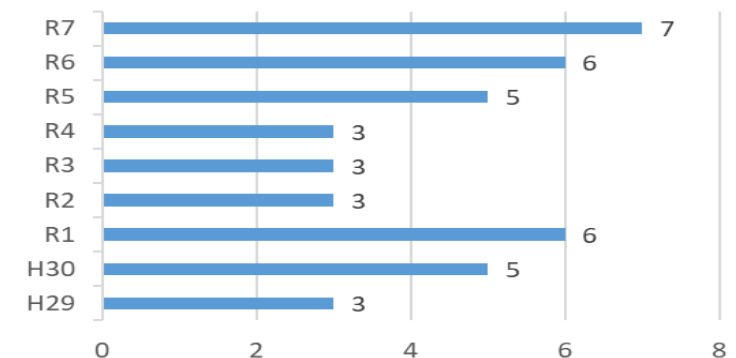
19歳以下の訪問診療患者数(圏域別)



19歳以下の訪問診療患者数(筑紫 保健医療圏)



19歳以下の患者に訪問診療している医療機関数



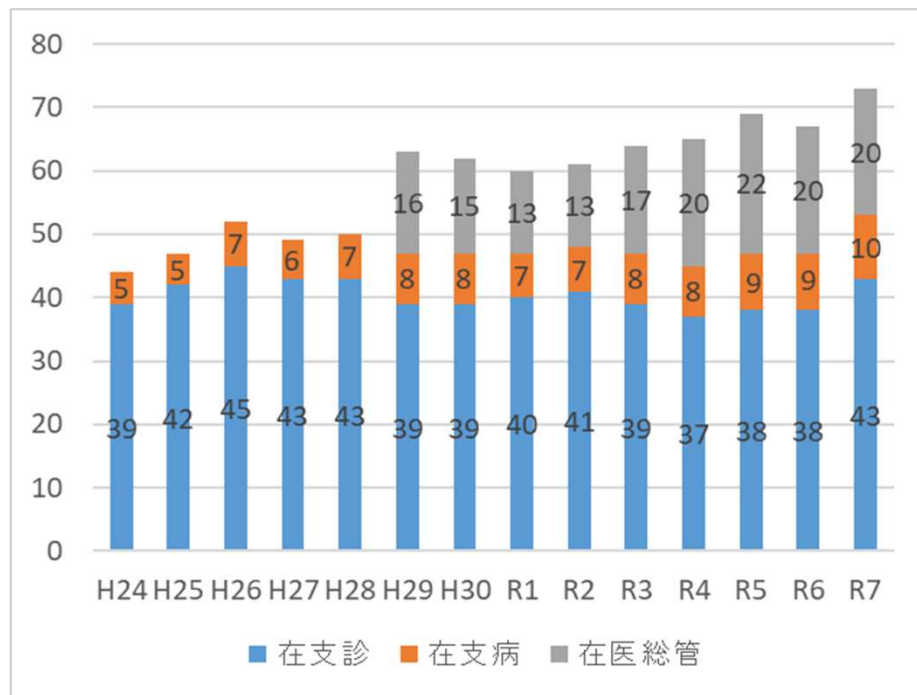


# 在支診・在支病・在医総管を届け出ている医療機関数 (年次推移、可住地面積100km<sup>2</sup>対)

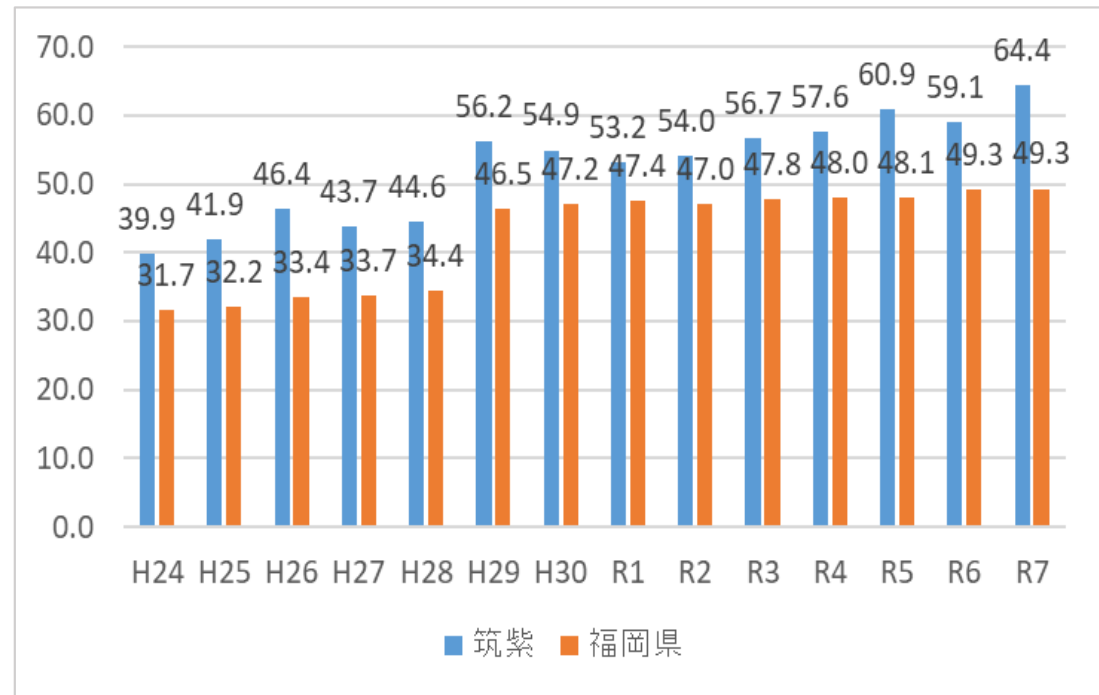
※実数

- ・昨年度と比べ、在宅療養支援診療所数は、5医療機関増加し、在宅療養支援病院数は、1医療機関増加し、在医総管は、増減がなかった。
- ・在宅医療に取り組む医療機関数 可住地面積 (km<sup>2</sup>)100km<sup>2</sup>あたりは、県平均の1.1～1.4倍で推移している。

医療機関数



医療機関数(可住地面積100km<sup>2</sup>対)



※「在医総管」は、県内の在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料届出施設のうち、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の届出を行っていない施設

※在医総管は、平成29年度から調査対象としている。

※可住地面積とは、総面積から林野面積及び主要湖面積(面積1km<sup>2</sup>以上の湖沼)を差し引いて算出したもの。

※可住地面積あたりの計算は、「統計でみる市町村のすがた」の対象年度のデータを使用している。

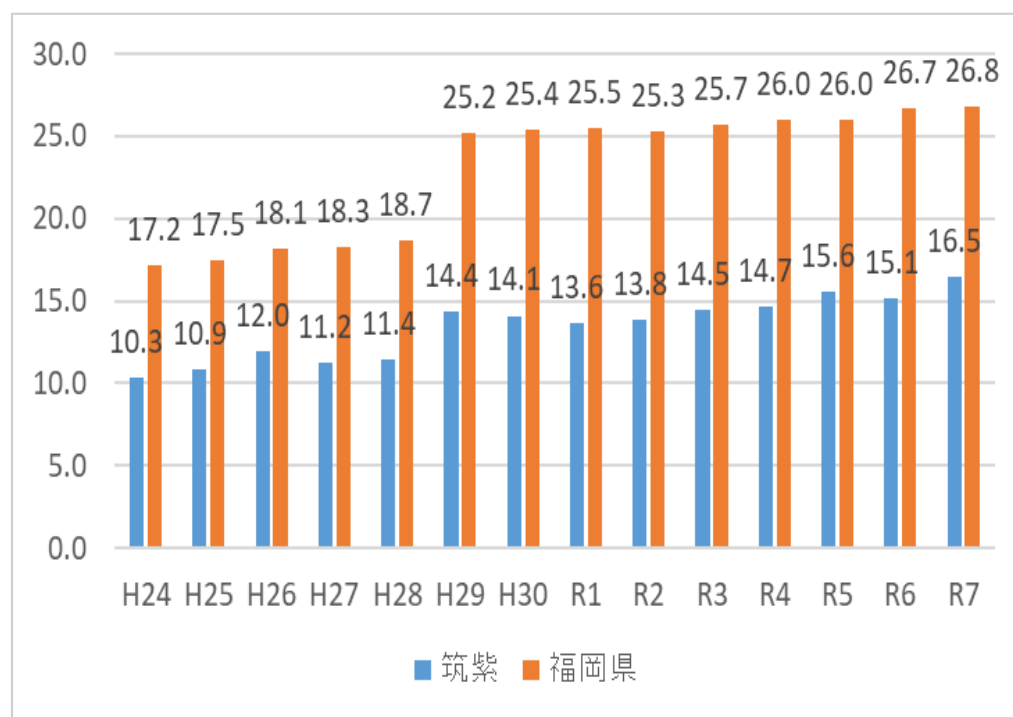


# 在支診・在支病・在医総管を届け出ている医療機関数 (人口10万人対、65歳以上人口1万人対)

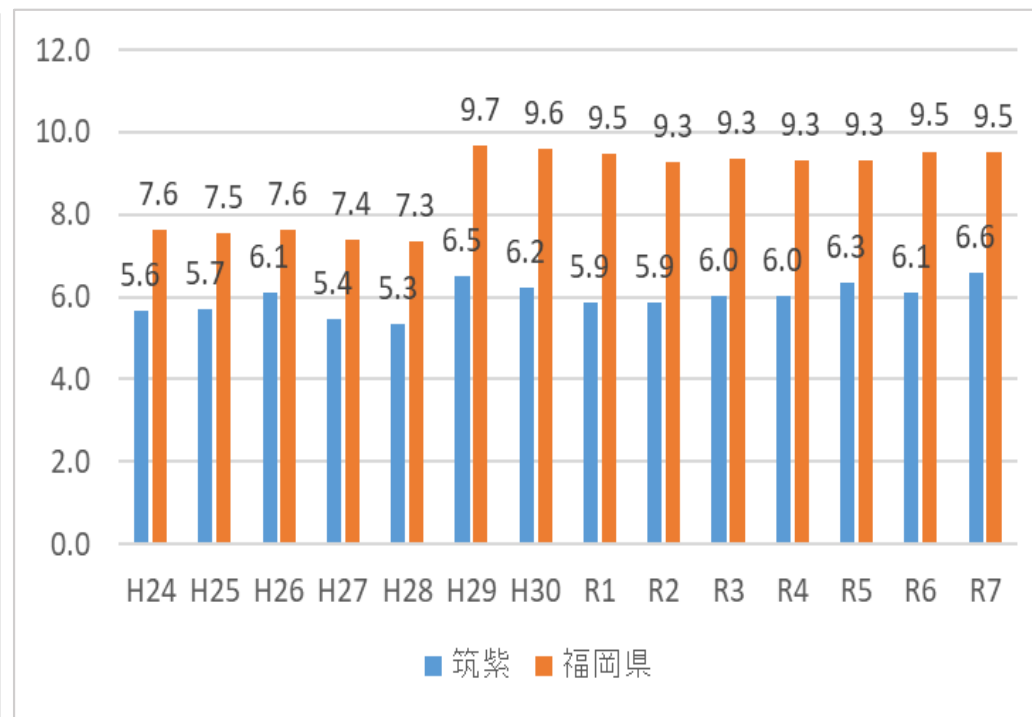
※実数

- ・在宅医療に取り組む医療機関数 人口10万人対は、県平均の0.5～0.7倍で推移している。
- ・在宅医療に取り組む医療機関数 65歳以上人口1万人対は、県平均の0.6～0.8倍で推移している。

医療機関数(人口10万人対)



医療機関数(65歳以上人口1万人対)



※「在医総管」は、県内の在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料届出施設のうち、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の届出を行っていない施設

※在医総管は、平成29年度から調査対象としている。

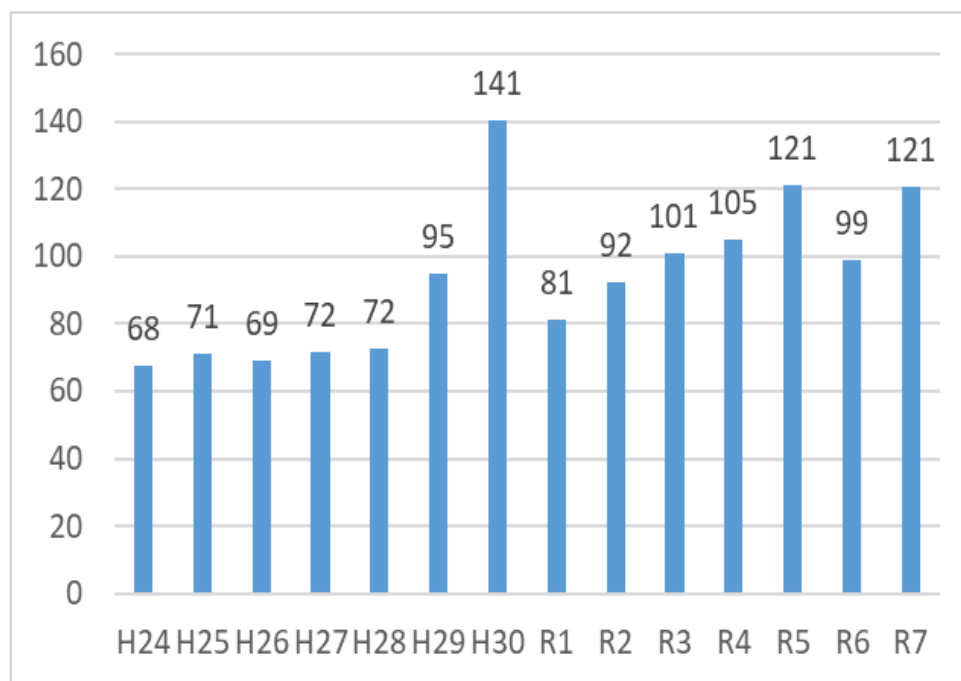
※人口10万人あたり、65歳以上人口1万人あたりの計算は、「住民基本台帳人口」の対象年度のデータを使用している。

# 在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数 (年次推移、可住地面積100km<sup>2</sup> 対)

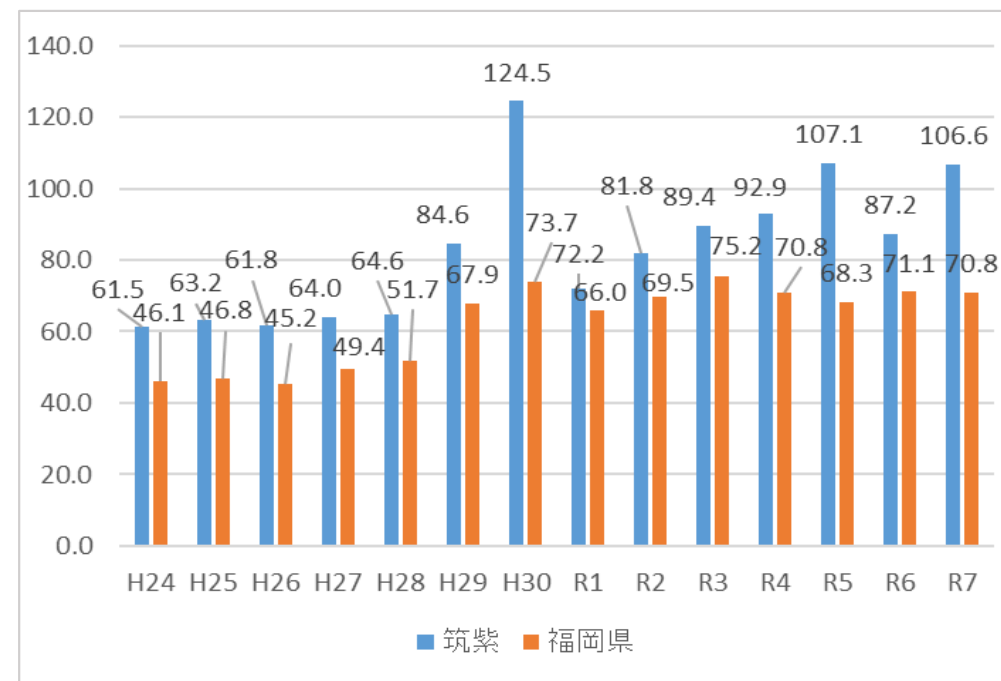
※推計値

- ・在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数(推計値)は、昨年度より22人増加した。
- ・在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数 可住地面積 (km<sup>2</sup>)100km<sup>2</sup>あたりは、県平均の1.1～1.7倍で推移している。

医師数



医師数(可住地面積100km<sup>2</sup> 対)



※「在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数」とは、常勤換算した医師数を指す。

※病院については、在宅医療に対応している医師数のみを集計

※推計値について

平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

※可住地面積とは、総面積から林野面積及び主要湖面積(面積1km<sup>2</sup>以上の湖沼)を差し引いて算出したもの。

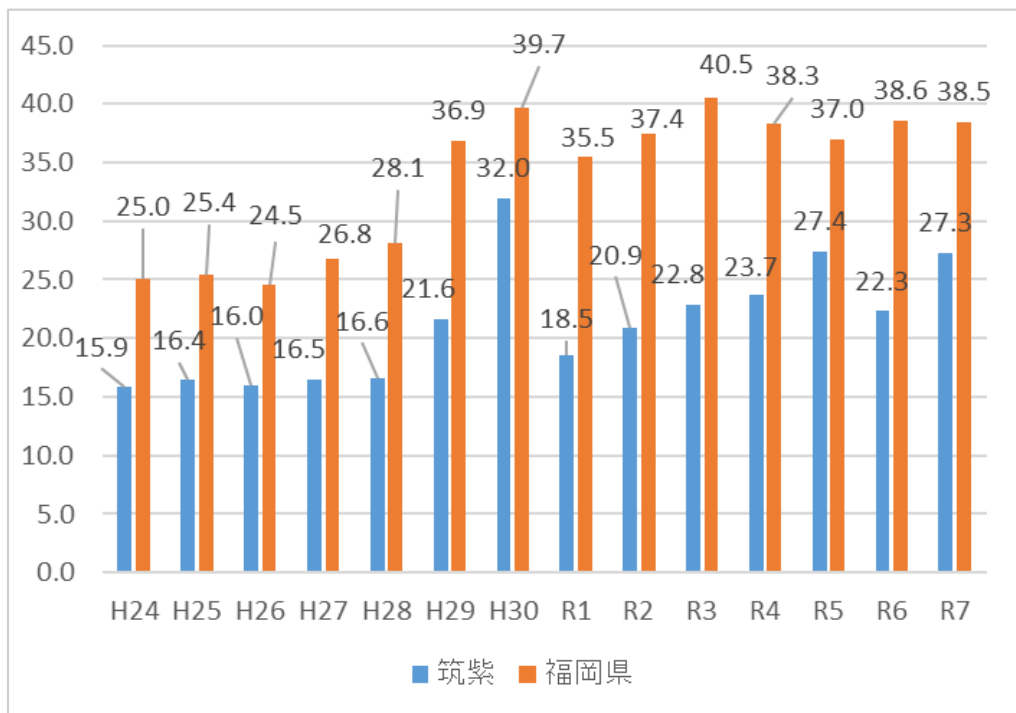
※可住地面積あたりの計算は、「統計でみる市町村のすがた」の対象年度のデータを使用している。

# 在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数 (人口10万人対、65歳以上人口1万人対)

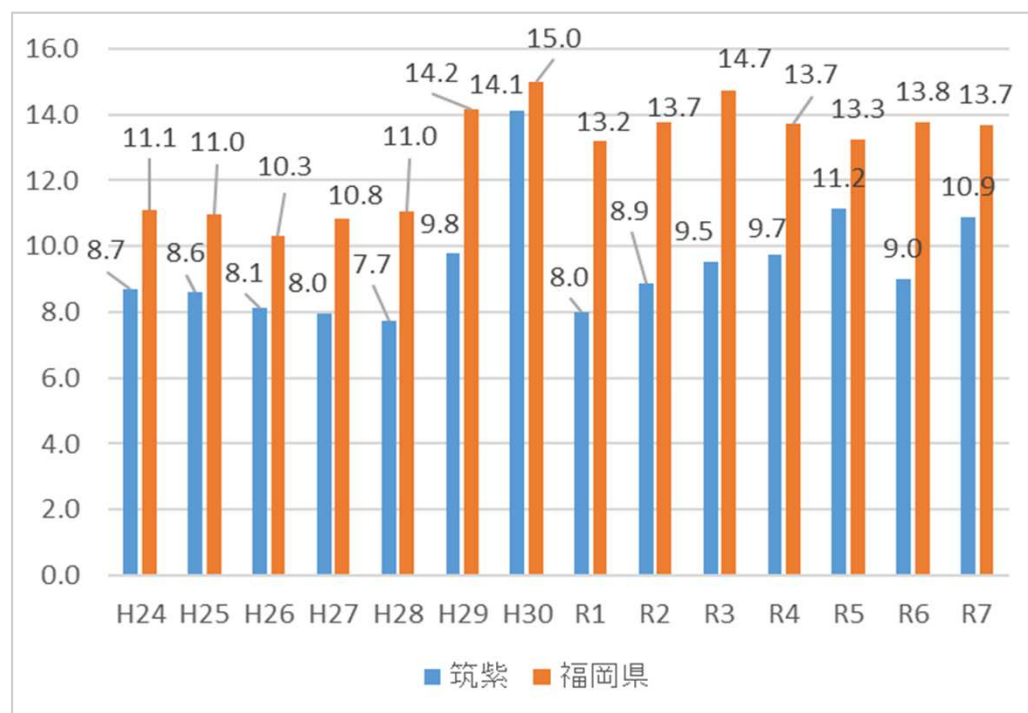
※推計値

- ・在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数(人口10万人対)は、県平均の0.5～0.8倍で推移している。
- ・在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数(65歳以上人口1万人対)は、県平均の0.6～0.9倍で推移している。

医師数(人口10万人対)



医師数(65歳以上人口1万人対)



※「在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数」とは、常勤換算した医師数を指す。

※病院については、在宅医療に対応している医師数のみを集計

※推計値について

平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

※人口10万人あたり、65歳以上人口1万人あたりの計算は、「住民基本台帳人口」の対象年度のデータを使用している。

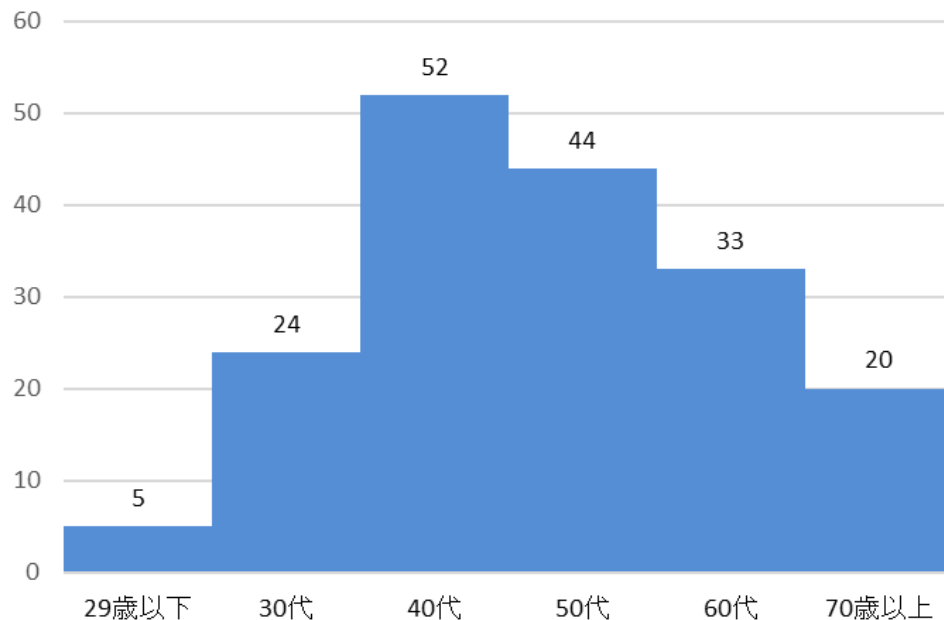
# 在支診・在支病・在医総管に勤務する医師数 (筑紫 保健医療圏・年齢別)

※実数

- ・医師数を年齢別にみると、最も多いのは40歳～49歳である。
- ・診療所における60歳以上の医師の割合は29.5%、病院における60歳以上の医師の割合は30.4%である。

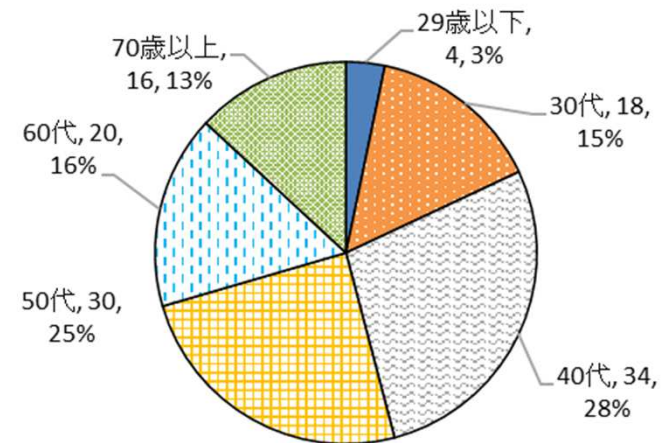
医師数(年齢別)

N=178



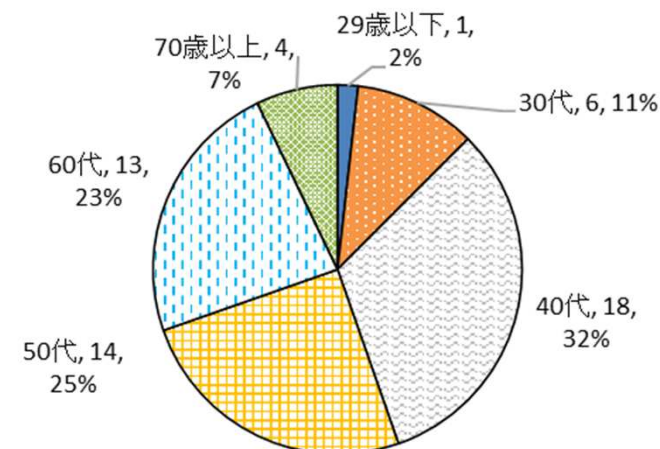
医師の割合(年齢別・診療所のみ)

N=122



医師の割合(年齢別・病院のみ)

N=56



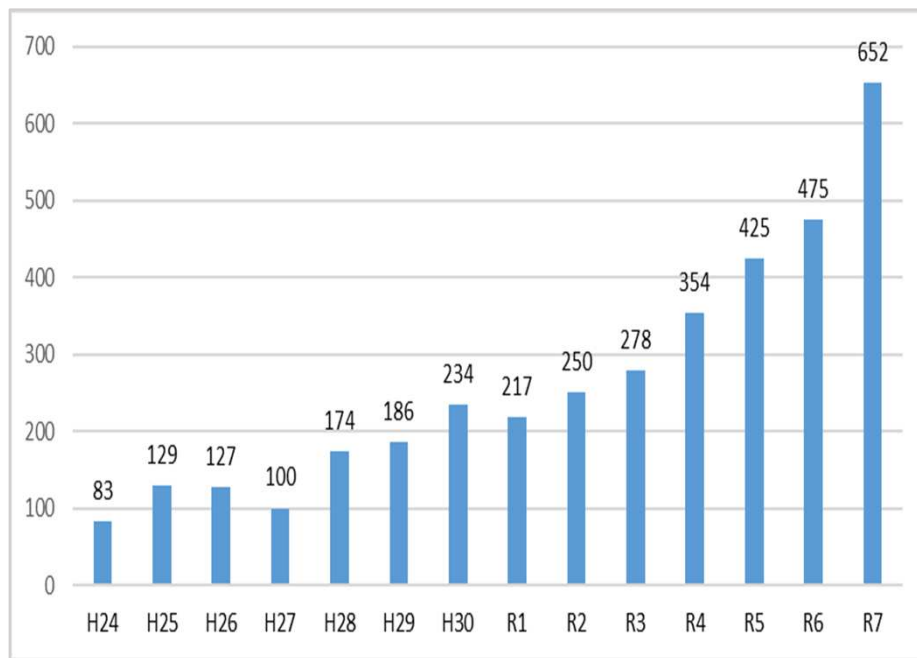
※医師数は、常勤・非常勤の医師の実人数を合計したもの。

# 在宅看取り患者数 (年次推移、可住地面積100km<sup>2</sup> 対)

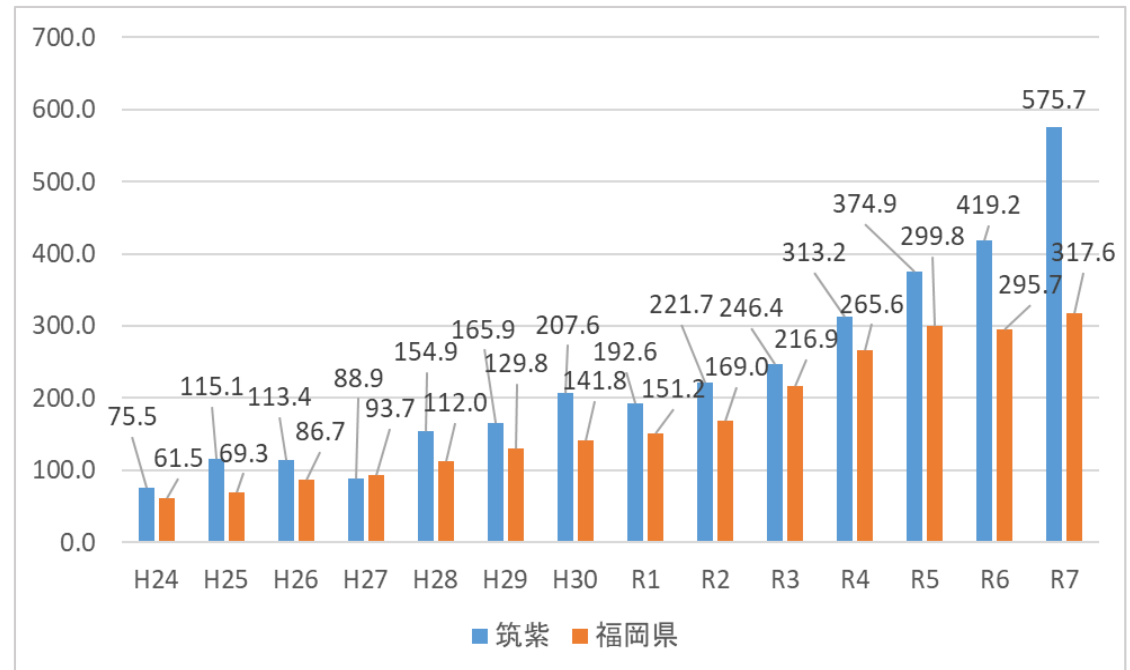
※推計値

- ・在宅看取り患者数(推計値)は、前年度比、177人増加している。
- ・在宅看取り患者数(推計値)可住地面積 (km<sup>2</sup>)100km<sup>2</sup>あたりは、県平均の0.9～1.8倍で推移している。

在宅看取り患者数



在宅看取り患者数  
(可住地面積100km<sup>2</sup> 対)



※「在宅看取り患者数」とは、前年度の4月1日～3月末の1年間に在宅で看取りを行った人数を指す。(H24～H28については、4月～7月までの4ヶ月に在宅で看取りを行った人数を3倍した人数を指す。)

※推計値について

平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

※可住地面積とは、総面積から林野面積及び主要湖面積(面積1km<sup>2</sup>以上の湖沼)を差し引いて算出したもの。

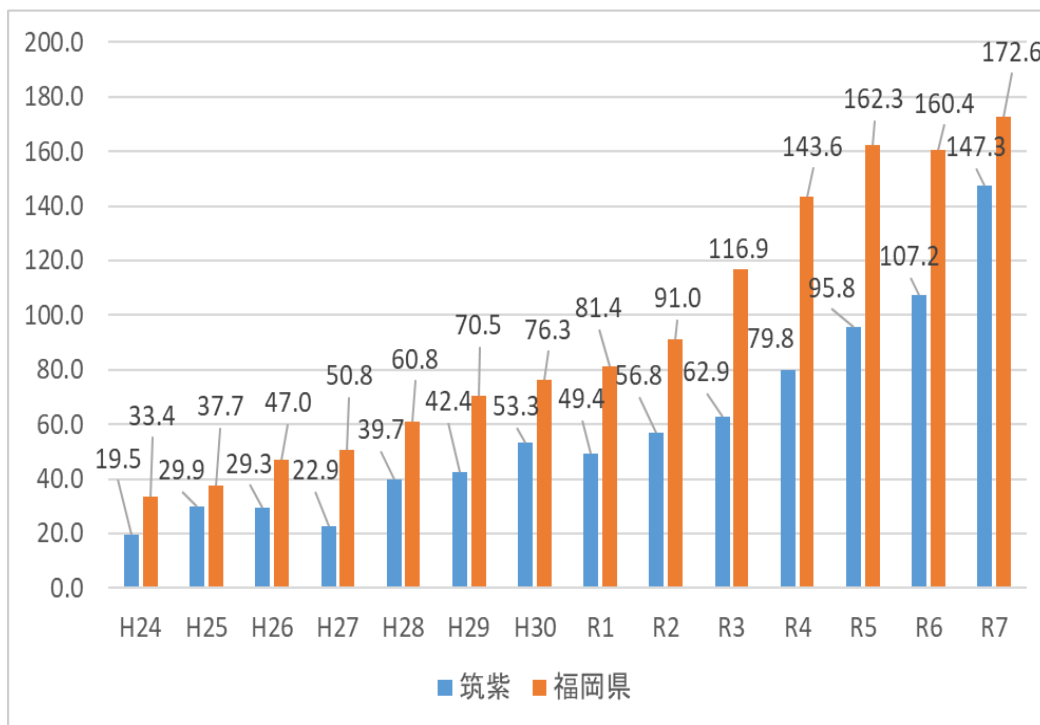
※可住地面積あたりの計算は、「統計でみる市町村のすがた」の対象年度のデータを使用している。

# 在宅看取り患者数 (人口10万人対、65歳以上人口1万人対)

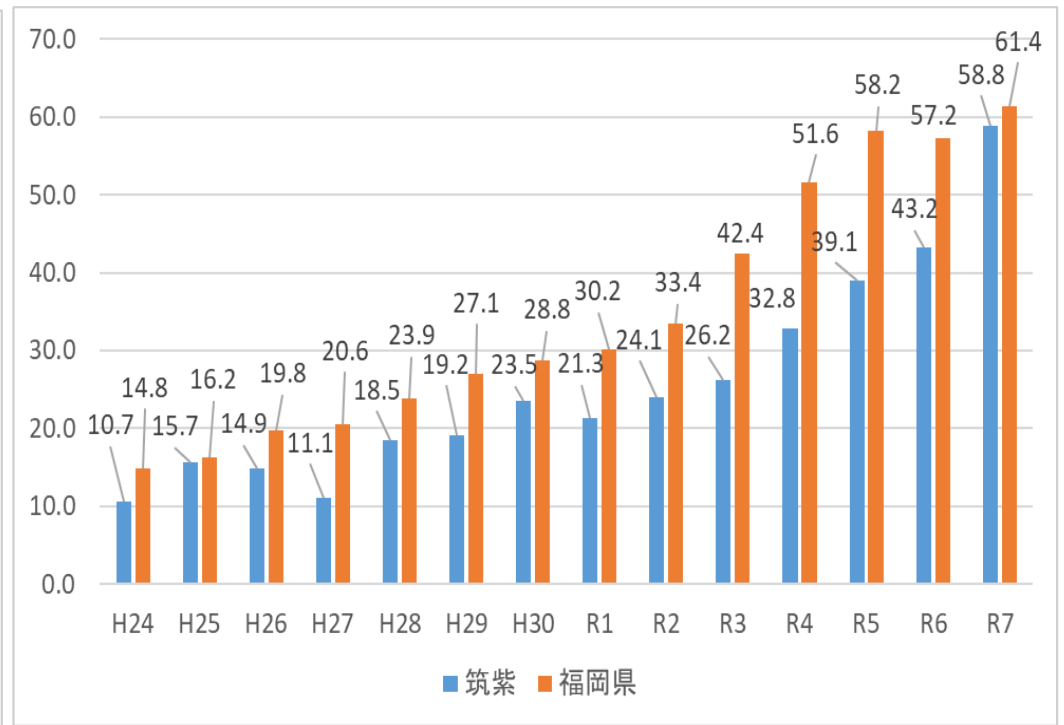
※推計値

- ・在宅看取り患者数(推計値)人口10万人対は、県平均の0.5～0.9倍で推移している。
- ・在宅看取り患者数(推計値)65歳以上人口1万人対は、県平均の0.5～1.0倍で推移している。

在宅看取り患者数  
(人口10万人対)



在宅看取り患者数  
(65歳以上人口1万人対)



※「在宅看取り患者数」とは、前年度の4月1日～3月末の1年間に在宅で看取りを行った人数を指す。(H24～H28については、4月～7月までの4ヶ月に在宅で看取りを行った人数を3倍した人数を指す。)

※推計値について

平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

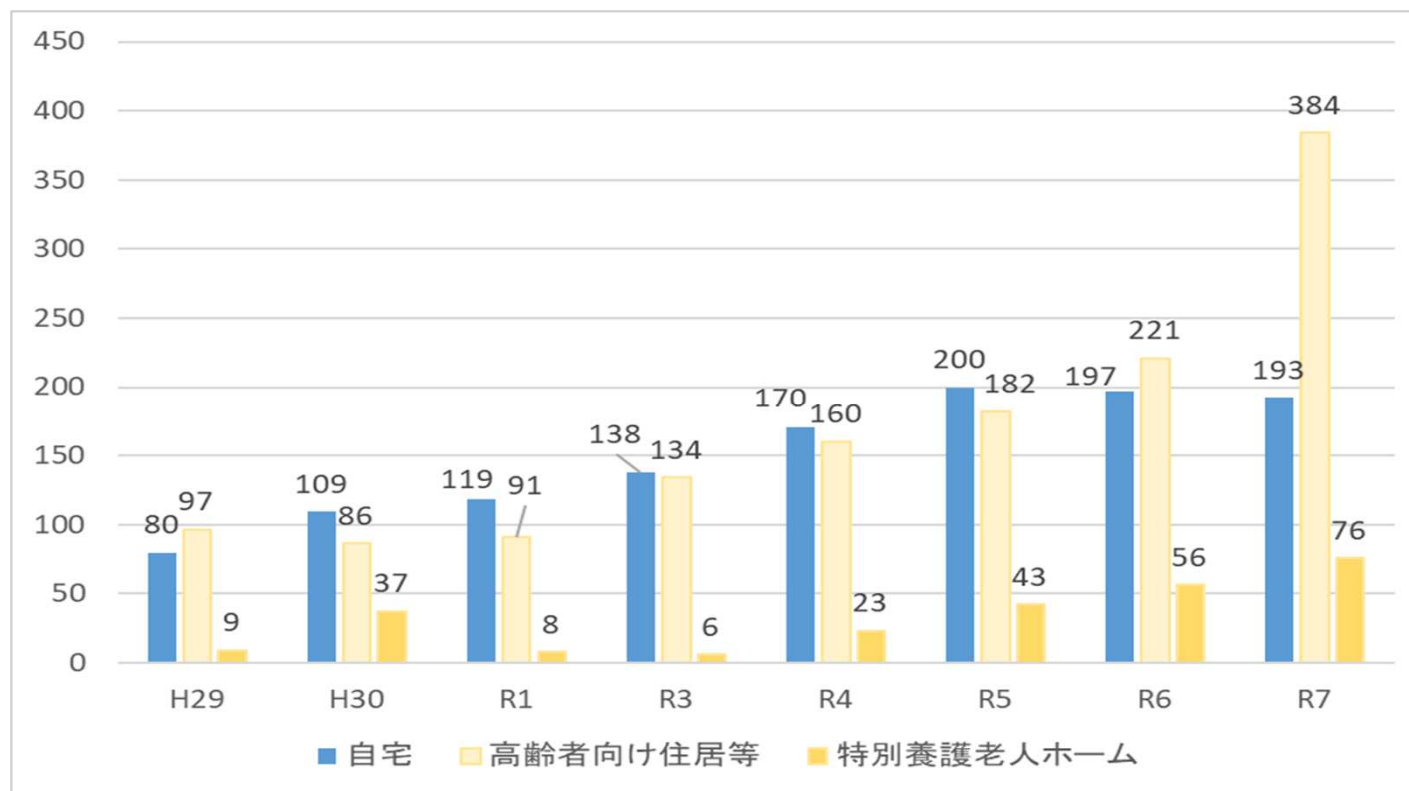
※人口10万人あたり、65歳以上人口1万人あたりの計算は、「住民基本台帳人口」の対象年度のデータを使用している。



# 在宅看取り患者数(年次推移・居所別)

※推計値

・在宅看取り患者数(推計値)を居所別にみると、前年度比、自宅は、4人減少、高齢者向け住居は、163人増加、特別養護老人ホームは、20人増加している。



※「在宅看取り患者数」とは、前年度の4月1日～3月末の1年間に在宅で看取りを行った人数を指す。(H24～H28については、4月～7月までの4ヶ月に在宅で看取りを行った人数を3倍した人数を指す。)

※推計値について

平成24年度～H28年度は2区分(在支診・在支病)、平成29年度は3区分(在支診・在支病・在医総管)に分けて推計し報告しているが、平成30年度からは届出を8区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管(診療所・病院))に分けて推計することとしており、年次比較をするため、平成24年度～28年度までの訪問診療患者数は6区分(在支診1～3、在支病1～3)、平成29年度は7区分(在支診1～3、在支病1～3、在医総管)に分けて推計し直している。なお、平成29年度は在医総管を診療所と病院に分けて調査を行っていないため、7区分で推計し直している。

※無回答の医療機関があるため、各年度の合計人数は訪問診療患者数(推計値)と合わない場合がある。

※「自宅」とは、持ち家や賃貸住宅等のいわゆる自宅を指す。「自宅以外」とは、有料老人ホーム、グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム等を指す。(H24～H28については、サービス付き高齢者向け住宅は「自宅」に含む。)

※R2年度は、未調査